

公立徳第 428 号
令和 6 年 8 月 26 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公 印 省 略)

資格情報のお知らせ（加入者情報）の送付について

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、全ての組合員及び被扶養者に対して、医療保険者（当共済組合）の把握している加入者情報（個人番号の下 4 桁を含む。）が記載された通知（以下「お知らせ（加入者情報）」という。）を送付することとされました。

各所属所の御担当者様においては、本通知を組合員へ周知の上、下記の内容について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 お知らせ（加入者情報）の送付

当共済組合本部から各所属所宛てに、9 月 3 日以降順次お知らせ（加入者情報）を段ボール又はレターパックで送付します。送付物には以下の 3 点が同梱されています。

- ① お知らせ（加入者情報）が封入された封筒【注 1】
- ② 同封対象者リスト
- ③ 周知用リーフレット【注 2】

【注 1】

お知らせ（加入者情報）の様式のサンプルは別紙 1 のとおりです。

個人ごとに別の封筒に封入されており、組合員と被扶養者はそれぞれ別の封筒になります。封筒にはお知らせ（加入者情報）の他、別紙 2 のチラシが封入されています。

【注 2】

サンプルは別紙 3 のとおりです。送付する段ボール又はレターパックに 3 部ずつ同梱しますので、所属内で回覧する等して各組合員に周知してください。

2 各所属所に届いたお知らせ（加入者情報）の組合員への送付方法

各所属所においては、お知らせ（加入者情報）の封筒を開封せず、原則として各組合員に被扶養者分も含めて本年10月末までに手渡してください。

なお、被扶養者の場合、封筒の窓空き部分等に被保険者氏名（組合員の氏名）が印字されないため、1②の同封対象者リストをもとに組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）を紐づけてください。

また、休職中である等により各組合員に手渡しすることが難しい場合は、特定記録郵便又は特定記録郵便と同等の漏洩防止策が講じられた手段により組合員に郵送してください。

3 資格喪失済の組合員等にお知らせ（加入者情報）が届いた場合の取扱い

お知らせ（加入者情報）の送付対象者は、本年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了した者のうち、本年8月20日時点で有資格者又は被扶養者であるものです。

そのため、8月20日時点で当支部において資格喪失等の処理が完了していない場合は、既に資格喪失等の届書を提出済の場合でも、お知らせ（加入者情報）が各所属所に送付される可能性があります。

また、お知らせ（加入者情報）は、8月20日時点で登録されている所属所に送付しますので、既に他の所属所に異動した組合員等のお知らせ（加入者情報）が各所属所に送付される可能性があります。

これらのように、各所属所に属さない組合員等に係るお知らせ（加入者情報）が送付された場合は、当支部に連絡の上、お知らせ（加入者情報）を当支部まで返送してください。

4 現職の組合員等にお知らせ（加入者情報）が届かなかった場合の取扱い

本年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了しなかった場合は、現職の組合員等であってもお知らせ（加入者情報）が送付されていません。この場合は、本年12月以降に資格情報のお知らせ等を送付することになりますので、改めてお知らせいたします。

なお、任用形態の変更等により組合員の資格情報に変更があった場合、お知らせ（加入者情報）が送付されていないことがあります。この場合は、後日、当支部においてお知らせ（加入者情報）を作成し、所属所へ送付しますので、改めてお知らせいたします。

5 お知らせ（加入者情報）の送付後の取扱い

以下の場合は、組合員御本人から当支部へ直接連絡するよう御案内ください。

- ・お知らせ（加入者情報）に記載されている個人番号の下4桁等に誤りがある場合
- ・お知らせ（加入者情報）を紛失又は毀損等したことに伴い、お知らせ（加入者情報）の再交付が必要になった場合

6 その他

本年 12 月 2 日以降に組合員等に送付することとなる資格確認書及び資格情報のお知らせや、本年 12 月 2 日以降の組合員証及び組合員被扶養者証の取扱いについては、詳細が分かり次第、改めてお知らせします。

〈問い合わせ先〉

公立学校共済組合徳島支部

給付・年金第一担当

TEL : 088-621-3176